

沼田市第六次総合計画 基本構想（案）

目 次

第1部 総論.....	1
第1章 総合計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の期間.....	1
第3節 計画の構成.....	1
第2章 計画策定の背景.....	2
第1節 沼田市の概況.....	2
第2節 時代の潮流.....	4
第2部 基本構想.....	1
第1章 まちづくりの目標.....	1
第1節 まちづくりの理念.....	1
第2節 まちづくりの将来像.....	2
第3節 将来目標人口.....	2
第2章 施策の大綱.....	3
第1節 保健・医療・福祉 ～ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり～.....	3
第2節 自然環境・生活環境 ～人と自然にやさしい持続可能なまちづくり～.....	4
第3節 教育・文化 ～未来を担うたくましいひとづくり・まちづくり～.....	5
第4節 都市基盤 ～歴史・文化が息づく自然ゆたかなまちづくり～.....	6
第5節 地域経済 ～ブランド力と交流による元気創生のまちづくり～.....	7
第6節 構想の推進 ～市民協働のまちづくり～.....	8

第1部 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、これまで平成28年度（西暦2016年度）を目標年度として平成19年3月に策定した「第五次総合計画」を市政運営の基本指針として、「水と緑の大地 田園空間都市」をまちづくりの将来像に各施策の推進に努めてきました。

この間、平成23年3月に発生した東日本大震災、平成26年度から始まった「地方創生」など、地方自治体を取り巻く環境に大きな変化がありました。

本市のまちづくりの基本となる「沼田市民憲章」、「森林文化都市宣言」の理念をふまえつつ、地方分権への対応と人口減少時代の地方創生など、こころ豊かな暮らしが実感できる沼田市を創造していく必要があります。

「第六次総合計画」は、一人一人が輝くまちづくりの方向と施策の具体的展開を示すものです。

第2節 計画の期間

総合計画は、まちづくりの将来像を実現するため総合的なまちづくりの方針や施策の方向性を体系的に示すものであることから、長期的な視野に立った内容が求められます。このため、第六次総合計画の基本構想及び基本計画の計画期間は、平成29年度（2017年度）を初年度とし、平成38年度（2026年度）を最終年度とする10か年計画とします。

第3節 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

1 基本構想

基本構想は、「沼田市」の将来に希望が抱ける都市像を示すとともに、これを達成していくための基本的な考え方を明らかにします。

2 基本計画

基本計画は、基本構想の具現化に向けた施策の展開を図るため、計画期間中の主要重点施策の考え方と方向性をより具体的に明らかにします。ただし、時代の変化等に対応するため、必要に応じて、変更、修正を行います。

3 実施計画

実施計画は、基本計画の実現を図るため、財政状況を踏まえながら、計画期間中の平成29年度から平成33年度までの前期5か年に推進する主要な事務事業を掲げ、ローリング方式により毎年度見直すものとし、平成34年度から平成38年度までの後期5か年についても、その後の財政状況や前期計画の実績等を踏まえて策定します。

第2章 計画策定の背景

第1節 沼田市の概況

1 位置・地勢

沼田市は、首都東京から約125キロメートルの群馬県北部に位置し、錫ヶ岳、皇海・袈裟丸山などで栃木県と接し、東部は日光連山・赤城山の山岳地帯です。また利根川・片品川・薄根川など大小15の河川は、ダムによる発電や防災・首都圏の水がめとして重要な役割を持ち、関東平野を潤します。標高は、250メートル台から2,000メートル級の山岳まで較差があり、山岳・森林・高原・湖沼・河川・溪谷、河岸段丘など、スケールの大きい変化に富んだ自然環境は、本市の大きな特徴となっています。

恵まれた自然と豊富な温泉群・スキー場・ゴルフ場・史跡・果樹園、そして関越自動車道沼田インターチェンジによる交通アクセスの良さなどを背景に、本市は日本有数の観光地となっています。また、首都圏の食糧供給基地としても大きな役割を担っています。

本市の総面積は443.46平方キロメートルと広大で、群馬県全体の6.97パーセントを占めており、市域の約8割が森林となっています。気候は比較的降水量が少なく、夏冬・昼夜の寒暖の差の大きい内陸性気候に属し、りんご・ぶどう・さくらんぼなどの果樹やレタス・大根・はくさいなどの野菜の栽培地として、また避暑地に適しています。冬には豊富な降雪量から首都圏に近いスキー場として有名です。

2 歴史

歴史的に見ると、天文元年（1532年）に沼田氏が居城して以来、明治に至る300有余年の間、真田、本多、黒田、土岐氏の城下町として、利根地域の中心地として繁栄しました。大正13年（1924年）には当時の国鉄上越線が開通し、農林産物の集散地として一層の発展を見ました。

戦後は、森林資源を背景に木材関係の工場が増加し、次第に産業の基盤整備が進み、昭和29年（1954年）4月、沼田町を中心に利南村、池田村、薄根村、川田村の1町4か村が合併して沼田市として市制が施行され、平成17年（2005年）2月、白沢村及び利根村との合併により、新「沼田市」が誕生しました。

3 人口・世帯の状況

本市の平成22年10月現在の人口は51,265人で、平成17年度時点の53,177人から5年間で3.6%減少しています。（平成27年10月現在の人口（速報値）は48,697人で、平成22年から5年間で5.0%減少しています。）

「人口ビジョン」では、今後もこの減少傾向は続いて平成38年には42,900人になると予想されますが、人口増にかかる施策を推進することによって44,700人を目標人口としています。なお、超長期的には、近年の減少傾向で推移すると平成72年には約20,000人になると予想され、人口増加策を推進することによって約34,000人になると推計されます。

世帯数では、生活意識の変化などを背景に世帯分離、核家族化が進み、増加傾向にありますが、今後、減少に転じると予想されます。（平成27年速報値では、42世帯の減少）

4 産業の状況

本市の産業別就業者は、平成22年の国勢調査によると、第1次産業が11.8パーセント、第2次産業が25.1パーセント、第3次産業が60.9パーセント（分類不能が2.2パーセント）となっています。第1次産業は1割程度、第2次産業は3割程度、第3次産業は6割程度で推移しています。

農業（農業センサス）をみると、総農家数は平成27年で2,089戸であり平成22年の2,315戸から226戸、9.8%の減少となり、農業就業人口は2,105人で平成22年の2,431人から326人、13.4%の減少となっています。主にほうれんそうやキャベツなどの露地野菜、果実、他に米などが生産されており、これらの農産物等を活かした6次産業化を推進しています。

商業（商業統計調査、経済センサス）は、旧沼田市中心の商圈と国道120号沿線の新しい出店により、年間商品販売額は平成26年で747億円となっていますが、商店数・従業者数・商品販売額ともに減少傾向にあります。

工業（工業統計調査、経済センサス）は、木材、食料品等の小規模経営の製造業が多く、製造品出荷額等は843億円（平成26年）で平成20年のリーマンショック以降減少傾向となり、平成23年の東日本大震災の年を底にやや回復しました。事業所数および従業者数は、減少傾向にあります。

観光は、豊かな地域資源に恵まれ、迦葉山、玉原高原、吹割の滝、白沢高原温泉、老神温泉など全国でも有数の観光地を有し、また、スキー場やゴルフ場が整備され、平成26年度（群馬県観光客数・消費額調査）では、観光入込客数が約290万人、消費総額は約57億円で、横ばい傾向にあります。平成28年のNHK大河ドラマ「真田丸」効果により、増加が期待されます。

5 交通の状況

本市は、JR上越線と国道17号によって東京と直結し、上越新幹線（昭和57年）や関越自動車道（昭和60年）の開通によって利便性が増しています。

新幹線では東京から隣接するみなかみ町の上毛高原駅まで約80分、高崎・上越線では上野駅から沼田駅まで約130分（一部区間特急利用）、関越自動車道では練馬ICから沼田ICまで約90分、他に月夜野ICと昭和ICが至近距離にあり、首都圏はもとより全国からのアクセスを可能にしています。

また、沼田ICにつながる国道120号は「日本ロマンチック街道」として位置付けられており、平成25年11月の椎坂バイパス開通により、老神温泉、吹割の滝などの観光地を有する利根町地域へのアクセスが大幅に向上しています。沿線は雄大な眺望を有し、観光農園や道の駅・白沢などの観光施設があります。

市内には、一般国道4路線、主要地方道5路線、一般県道12路線があり、JR上越線・沼田駅などを中心としたバス路線によって地域交通網が形成されています。

第2節 時代の潮流

沼田市第六次総合計画を策定するにあたって、ふまえるべき時代潮流を整理しました。

- 1 地方創生への取り組み
- 2 人口の減少と少子・高齢化の進行
- 3 観光の振興、そして地域経済の活性化
- 4 中心市街地の衰退と空洞化
- 5 安全・安心志向の高まり
- 6 市民協働の推進
- 7 地方分権の推進
- 8 環境問題への対応
- 9 グローバル化の進展

1 地方創生への取り組み

わが国では、世界に先駆けて人口減少・超高齢社会を迎える中、地方に活力を取り戻すため、「まち・ひと・しごと創生法」（以下、「創生法」という。）及び「地域再生法の一部を改正する法律」の地方創生関連2法が成立（平成26年11月21日）し、地方創生に関する総合的な取り組みを進めています。平成26年12月27日には、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、取り組むべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」とこの長期ビジョンをふまえて2015年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。

創生法第10条では「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が努力義務とされており、このため、平成27年度には全国の自治体において策定が進められました。人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、独自の戦略を自ら考え、自ら実行していくことが、各自治体に求められています。

【沼田市】

本市においても人口が急激に減少していくと予想されていることから、人口減少対策を最重要課題と位置づけ、長期ビジョン及び総合戦略を策定し、長期的な人口減少の中で自立した都市経営を行うための取組を推進していく必要があります。

2 人口の減少と少子・高齢化の進行

日本の人口は、平成22年の1億2,806万人が、平成42年に1億1,662万人、平成60年に1億人を割って9,913万人、平成72年に8,674万人になるものと推計されています（国立社会保障・人口問題研究所、出生中位(死亡中位)推計）。中でも、生産年齢人口が減少することから、女性や高齢者の就業機会の拡大、労働生産性の向上を図るとともに、

高齢者をはじめとして誰もが生き生きと暮らせる環境づくりが求められています。また、団塊世代の高齢化は、社会保障制度に大きな影響が予想されます。

平成26年の合計特殊出生率は1.42であり、長期的に人口を維持できるとされる数値の2.07を大きく下回っています。育児負担や子育てに要する経済的負担の軽減、男女共同参画社会の実現等、子どもを生み育てやすい環境づくりに社会全体で早急に取り組む必要があります。

【沼田市】

本市の人口減少と少子・高齢化は、国以上に進んでおり、地域コミュニティを維持することが困難となることが予想されます。今後の行政サービスや地区行政のあり方について、市民とともに早急に検討していく必要があります。また、住み続けられるまちづくりのため、健康づくりや子育て支援の充実などをはじめとした取組を推進していく必要があります。

3 観光の振興、そして地域経済の活性化

観光の形態は、個人・家族・小グループによる観光が中心になり、その目的は、個性化・多様化しています。観光業においても旅行者のニーズに応える地域ならではの特色を活かした魅力ある観光地づくりが求められており、観光立国推進基本法（平成19年1月施行）や中小企業地域資源活用促進法（平成19年6月施行）などが制定されています。

我が国経済をみると、企業は国境を越えグローバルに活動しています。平成20年の世界同時金融危機、平成23年の東日本大震災などにより、経済的にも大きな影響を受けましたが、近年、克服しつつあります。一方、派遣社員や契約社員など労働力供給における構造変化や勤労者意識の変化によって就業形態が多様化しており、雇用の不安定化の問題が指摘されています。

地方創生の取組と連動しつつ、地域経済の活性化、雇用の安定を図っていくことが求められています。

【沼田市】

本市の活力を維持、増進させていく上で、観光の振興は重要です。自然、歴史・文化など、恵まれた資源を活かし、観光振興を図っていく必要があります。特に、NHK大河ドラマ「真田丸」の放送を契機として、シティセールスを図っていくことが求められます。

また、観光を軸としつつも、商業や製造業、サービス業、農林業など、バランスある産業振興を図るとともに、就労の場の安定確保を図っていく必要があります。

4 中心市街地の衰退と空洞化

中心市街地は、古くから商業を中心として様々な都市機能が集積し、人々の生活や娯楽、交流の場となり、また、長い歴史の中で地域独自の文化や伝統を育むなど、その街の活力や個性を代表する「顔」となっていました。しかし、多くの都市で、モータリゼーションの進展への対応の遅れ、商業を取り巻く環境の変化、中心部の人口の減少と高齢化などを背景に、中心市街地の衰退・空洞化などの問題が深刻化しています。

中心市街地は、これからも地域経済の発展や豊かな生活の実現に大切な役割を果たす場所で

あり、これからの時代のニーズに対応した地域コミュニティの中心として、人が住み、育ち、学び、働き、交流する場として、その再生が求められています。

【沼田市】

本市の中心商店街では、空き地・空き店舗が発生し、土地の有効活用が図られていません。また、街路、公園、下水道による都市基盤整備が遅れているため、居住者も減少しているほか、JR沼田駅前の交通結節点としての機能も低下しています。

都市基盤整備を進めるとともに、居住環境と商業活力の向上を図り、にぎわいのある魅力的な都市空間、歴史や文化に根ざした街を創造していく必要があります。

5 安全・安心志向の高まり

近年、エボラ出血熱や中東呼吸器症候群（MERS）、デング熱、鳥インフルエンザなどの感染症、地震や火山噴火、集中豪雨などの自然災害、殺人や詐欺などの犯罪、さらには食品偽装など、多くの事件・事故の報道が相次ぎ、また、少子高齢化の進行、医療・介護人材の不足や偏在、社会保障制度の動向などが社会問題となっています。社会や経済の先行きが不透明な状況にある中で、人々が将来に対して不安を抱いており、安全で安心して暮らせる社会を望む声が高まっています。

また、住民意識の変化、就業者のサラリーマン化、単身世帯の増加などにより地域のつながりの希薄化も進んでおり、その結果、地域の防犯、災害時の安全確保、地域の教育力など、コミュニティ機能の低下も、安全・安心志向の高まりの一つの要因と考えられます。

防災・減災、防犯対策を進めるとともに、地域コミュニティにおける支え合いの促進が、重要となっています。

【沼田市】

本市では、地域防災計画に基づき、災害対策に取り組んでいますが、大規模災害に備え、危機管理体制を更に強化していく必要があります。

自主防犯活動、自主防災活動など、地域における活動が全市域で行われるよう、その支援を行う必要があります。

また、伝染病等についても、適切な情報提供を進め、未然防止、拡大防止の取組を推進する必要があります。

6 市民協働の推進

平成10年に特定非営利活動促進法が制定され、NPOが活躍の場を拡げています。NPOは、これまで地域コミュニティが担ってきた日常の助け合いなどの機能のほか、従来の公共サービスでは十分に対応できなかったさまざまな分野における課題解決に向け活動が行われています。企業においても、地域や社会に対するさまざまな貢献を行い、社会的責任を果たそうとする動きがみられます。

また、福祉や環境、まちづくり、防災などの分野において、住民自らがボランティアやNPO活動など多様な形態を取りながら、自主的、主体的に地域社会づくりに参加する動きが加速しているほか、公益的な部門への民間の参加も進んでおり、市民が主体的に参画し、協働する

社会づくりが求められています。

【沼田市】

本市においても、観光案内ボランティアの活動など、地域をよりよくするための市民活動が、様々な場面で行われています。

市民が活動しやすい環境づくりを進め、市民が中心となった協働のまちづくりを推進していく必要があります。

7 地方分権の推進

地方が自らの判断と責任の下で主体的に住民本位の行政を展開することが基本であり、地域の創意工夫に基づいて、個性と活力に富んだ地域づくりを進められるよう、国から地方への権限と財源の再配分を促すとともに、自らの行財政改革に積極的に取り組むことが重要です。平成23年8月には「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、基本構想の策定義務が撤廃されたほか、平成23年4月から平成27年6月までの5次にわたる「地方分権一括法」により、市町村への事務権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなどの地方分権が推進されています。

【沼田市】

本市は、平成17年2月に白沢村と利根村と合併し、自立した自治体としての取組を推進してきました。合併に伴う地方財政支援措置がなくなることから、これまで以上に行財政改革等を推進していく必要があります。

また、自立した自治体として、市民とともに都市経営を進めていく必要があります。

8 環境問題への対応

地球温暖化は、海面上昇による砂浜消失や低地水没、農作物生産や生態系への悪影響を引き起こし、フロンガス等のオゾン層破壊による紫外線量の増加で、皮膚がんや白内障等の健康被害、植物の生産疎外等が警告されています。近年では、熱帯、亜熱帯に生息する動植物の北上が報告されるなど、地球温暖化は現実のものとなってきています。このため、国際的な取組が進められていますが、必ずしも十分とはいえない状況にあります。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という構造は見直しを迫られ、循環型社会の形成に向けた取組として、引き続き、環境技術の開発・普及やごみ分別の徹底による廃棄物の減量化・リサイクル化を推進していくことが不可欠となっています。

【沼田市】

本市の環境を保全・創造していくためには、沼田市らしさを代表し、貴重な観光資源となっている恵まれた自然環境の保全、活用が重要となります。また、地球温暖化など、多面的に環境問題への取組を推進していく必要があります。

9 グローバル化の進展

通信・交通の高度化で日常生活や経済活動におけるグローバル化が進展し、「人」や「もの」、「情報」の動きが活発化して市民生活が豊かで便利になっている一方、人件費等経費が安く巨大な市場を抱える中国やインド等へ多くの企業が流出し、製造業の空洞化が生じています。このため、国際規模での分業化により国内産業は一層の経営革新に取り組むとともに、外国人労働者の受け入れなどによる活性化、国際規格に則した組織編成・体制づくりが求められています。

平成20年9月のリーマンショックにより顕在化した世界的な金融危機では、日本経済も大きな影響を受けました。

また、日本は成長の著しいアジア諸国との地理的・文化的関係も強く、経済成長に伴いこれらの国々から日本へ訪れる旅行者の増加や日本製商品に対する安全・安心意識などによる購買意欲の増加など、アジア市場を視野に入れたビジネス展開が期待されます。

【沼田市】

本市においても経済面のグローバル化の影響は大きく、リーマンショック以降の製造品出荷額等は減少を続け、平成23年を底に回復傾向となっていますが、十分な回復には至っていません。

国が観光立国を進める中、2020年東京オリンピック・パラリンピックをチャンスと捉え、シティセールスを進めるとともに、ホスピタリティを高めるなどして、外国人観光客の誘致にも取り組んでいく必要があります。

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの目標

第1節 まちづくりの理念

本市では、市民憲章にうたわれている“平和を守り、人間性ゆたかなまちづくり”と、森林文化都市宣言による“人と自然が真にふれあう理想のまち”の実現とその継承を基本理念として、まちづくりを進めてきました。

本市が有する森林や水をはじめとする大自然は、現代人が求める“精神的に豊かな社会への転換”や“環境”に深くかかわり、内外に向けて大いにその存在価値を示すことができ、また、“こころ豊かな暮らし”を実現する上で大きな要素となります。

私たちは、これまでに先人が築き継承してきた歴史・文化に学び、自分たちにとってのしあわせな暮らしとは何かを再確認し、本市にふさわしい、こころ豊かに暮らせるまちづくりを進めていくことが必要です。

このため、まちづくりの理念を以下のとおりとします。

① 沼田の風土を育んできた豊かな自然の保全と歴史・文化の継承

本市の普遍的なアイデンティティである恵まれた豊かな大自然や先人が築いてきた歴史・文化を保全・継承する、“暮らしの舞台づくり”を推進します。

② 誰もがこころ豊かな暮らしを実感でき、元気で誇りと愛着の持てるまちの実現

まちの主役である市民の暮らしを重視し、日々の暮らしに豊かさを実感し、まちに対する誇りや愛着を持てるまちを実現します。

③ 市民が主役の市政運営と市民と力を合わせる市政の推進

市民が地域づくりの主役として市政運営に積極的に参画し、市民と行政が力を合わせる協働を進め、こころ豊かな社会、生活者が自立して暮らせるまちを創造します。

第2節 まちづくりの将来像

“ものの豊かさ”よりも“こころの豊かさ”を大切にするといった、真にゆとりと豊かさを実感できる、こころを大切にする社会の実現が求められています。

本市は、あらゆる生命のよりどころである水源地域にあり、その水をかん養する広大な森林や雄大な自然環境、そして、様々な大地の恵みの中で日々の生活が営まれています。人が生きていくうえで欠くことのできない「水・緑・光・空気」を生み出す環境を有していることは、全国に誇ることができるものであり、本市の将来の振興発展を支えるかけがえのない財産です。平成2年12月21日には、これを「森林文化都市」として宣言しました。

このような暮らしの舞台の上で、市民の交流を深めながら、住む人にとっても、また、訪れる人にとっても居心地のよいまちを創造するため、まちづくりの将来像を以下のとおり設定します。

こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田

第3節 将来目標人口

沼田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの長期的展望を受けて、第六次総合計画の目標年次（平成38年）における目標人口を44,700人とします。

近年の傾向で推移すると平成38年には42,900人になると見込まれますが、人口増加に係る施策を推進することによって、44,700人を見込むことができ、これを将来目標人口とします。

このため、

- 第一に、20歳代から40歳代までの若年層・子育て世代の転出を抑制する、
 - 第二に、子育て支援策を充実・推進し、合計特殊出生率の大幅な改善を図る、
 - 第三に、子育て後世代のUターンを促進し、50歳代以上の社会減を解消する、
- の重点施策に取り組めます。

第2章 施策の大綱

第1節 保健・医療・福祉 ～ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり～

子どもから高齢者まですべての市民が、生涯にわたり健康で、生きがいを感じながら幸せに暮らせるまちづくりを進めます。このため、高齢者等の地域包括ケアシステムの構築をはじめ、少子・高齢化社会へ対応する諸施策を積極的に展開して、保健・医療・福祉の総合的かつ継続的なサービス提供を推進します。また、若者の結婚の希望をかなえるため、出会いの場づくりを進めるとともに、ニーズに応じた子育て支援サービスやワーク・ライフ・バランスの普及、介護サービスの基盤整備、地域医療の充実を図ります。

保健・医療については、生涯にわたって健康に暮らせるよう、生活習慣病対策や疾病予防、こころの健康づくりとともに、地域医療の充実を図ります。

また、身体の健康だけでなく、将来にわたり誰もが心豊かで、生きがいをもって生活できる地域社会の実現を目指すための取組を推進します。

福祉については、安心して暮らせる社会の構築を図るため、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない子育て支援、障害の有無にかかわらず社会参加のバリアを取り除いた障害者支援、地域の支え合いの活動を促進するとともに、地域包括ケアシステムの構築を基盤とした高齢者支援などに努めます。

社会保障については、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険など、市民生活のセーフティネットとしてその充実と安定に努めます。

- ・生涯現役で暮らせる健康づくりを進めます（保健・医療）
- ・地域で支え合う福祉力を高めます（地域福祉）
- ・高齢になっても安心して暮らせるまちづくりを進めます（高齢者支援）
- ・未来を担う世代を育みます（次世代育成）
- ・障害のある人の生活の安定を図ります（障害者支援）
- ・安心して暮らせるようセーフティネットを強化します（社会保障）

第2節 自然環境・生活環境 ～人と自然にやさしい持続可能なまちづくり～

本市の有する豊富な自然は、存在そのものが地域を豊かにしており、その魅力を維持・継承するとともに、スポーツやレジャーなどの場として活用します。さらに、環境にやさしく、こころ豊かに快適に暮らせる生活環境の整ったまちづくりを進めます。

良質な環境を創造するため、豊かな自然環境の保全とともに、環境保全意識の向上や公害対策、環境衛生の充実を図ります。

地球的な環境保全に資する循環型社会の形成を目指し、ごみの適正処理とともに、日常生活、産業、観光の場等でのリサイクル・リユース等に積極的に取り組みます。また、新エネルギーの利用を促進します。

安心して暮らせるよう、関係機関と連携した防犯まちづくりを推進するとともに、交通安全対策の推進、消費生活センター等を中心に消費生活の安定に努めます。また、防災まちづくりの推進とともに、消防力の強化、国民保護の推進を図ります。

- ・ 自然環境を保全し、水と緑を守ります（環境保全）
- ・ 環境負荷の少ない、未来にやさしいまちをつくります（循環型社会の構築）
- ・ 安心して暮らせる地域づくりを進めます（防犯、交通安全、消費生活）
- ・ 日頃から危機への対応力を高めます（防災、国民保護）

第3節 教育・文化 ～未来を担うたくましいひとづくり・まちづくり～

少子・高齢化、情報化、グローバル化など、社会情勢の目まぐるしい変化に対応し、生涯にわたる学びを通して、豊かな心、たくましい意志、高い知性、優れた創造力をもった、心身ともに健康で活力あるひとづくりを目指して、教育行政を推進します。

学校教育では、基礎的な知識・技能、道徳性、健康・体力など、基礎・基本を身に付けさせる学習を展開する中で、思考力、判断力、表現力の育成を図り、心豊かでたくましく、自ら学び自ら考える子どもの育成に努めます。また、地域の自然や歴史・文化を理解し、愛着をもち、誇りに思うなど、郷土愛を育む教育の推進に努めます。

更に、児童・生徒数の推移に対応し、教育環境の充実を図ります。

生涯学習では、市民の学習ニーズを的確にとらえ、意欲を喚起する学習機会を設けるなど、持続的に学び続けることができる学習環境の整備を図るとともに、学びの成果を生かし、社会に還元できる仕組みづくりに努めます。

文化・芸術活動では、先人たちが築いた価値ある文化・芸術を次代につなぐとともに、本市の特質を踏まえた文化・芸術活動の創造、文化財の保護・活用に努めます。

青少年健全育成では、学校・家庭・地域・関係機関との連携のもとに、自然との触れあいやボランティア活動、伝統文化活動などの体験やさまざまな交流を通して、地域の一員としての自覚をもった心豊かでたくましい青少年の育成に努めます。

スポーツ振興では、多様化したスポーツニーズに対応した環境を整備するとともに、地域に根ざしたスポーツなどの振興を図り、市民の誰もが健康で活力ある生活が送れるよう、生涯スポーツの推進に努めます。

- ・たくましく生きる力を育む学校教育を推進します（学校教育）
- ・学ぶ喜びを実感できる学習活動を推進します（生涯学習）
- ・文化・芸術活動を創造します（文化・芸術）
- ・青少年の健全育成を推進します（青少年健全育成）
- ・生涯にわたるスポーツ活動を推進します（スポーツ）

第4節 都市基盤 ～歴史・文化が息づく自然ゆたかなまちづくり～

身近な生活圏で行政サービスや都市機能が享受できるまちづくりを推進するとともに、広域的な生活を支える都市基盤を整えます。

魅力ある都市空間を形成するため、中心市街地の整備、活性化を図るとともに、秩序ある土地利用を推進します。また、幹線道路や生活道などの体系的な整備とともに、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

高齢者をはじめとする市民の生活に欠かせない公共交通を確保するとともに、公共交通機関の利用促進、利用者の利便性の向上を図ります。

住環境の向上のため、市街地や農村集落における居住環境整備を推進します。また、公園・緑地の計画的な整備を推進するとともに、優れた歴史・文化資源を活かしたまちづくりを推進します。

上水道については、安定した給水のため水源の確保と施設の維持管理に努めます。

下水道（污水处理）については、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進など、区域に応じた適切な施設整備・污水处理の推進を図ります。また、雨水排水については、浸水被害の防止対策を推進します。

- ・ 魅力のある都市空間の形成を図ります（中心市街地、道路、まちづくり）
- ・ 利便性の高い地域交通の充実を図ります（公共交通）
- ・ 快適な住環境を創出します（住宅、公園・緑地、景観）
- ・ 上下水道の充実を図ります（上水道、下水道）

第5節 地域経済 ～ブランド力と交流による元気創生のまちづくり～

活気に満ちた産業振興を進め、経済の強化、販路の拡大を図ります。

商工業については、中小企業の経営基盤の強化を支援します。また、中心市街地の空洞化や商業活性化の対策に努め、魅力ある商店街の形成を図ります。工業については、企業誘致を推進するとともに、新分野への進出を支援します。

起業や創業が活発に行われ、地域経済に活気を創造するとともに、これらを担う人材の育成を図ります。また、男女がともに子育て等をしながら働き続けられる職場づくりを推進するとともに、産業振興により雇用機会の拡大に努めます。

観光については、本市の観光資源の魅力化を図るとともに、それらのPRなどシティセールスの強化、訪日外国人旅行者の対応、観光客を受け入れる、こころのこもったおもてなしに努めます。また、広域的な連携やネットワーク化、受け入れ体制の強化などを図り、観光交流等を推進します。

農業については、生産基盤の整備、特産品の開発などを進めるとともに、6次産業化の展開を強化するなど、消費者のニーズに応えた質の高い産業として振興を図ります。林業については、木材の集積地、また、豊富な森林資源を有する利点を生かし、地場産材利用促進の仕組みの構築、特産林産物の振興等を図るとともに、森林の持つ多面的機能の保全活用を進めます。水産業についても、稚魚の放流など資源の育成に努めます。

- ・ 商工業の振興と雇用の安定を図ります（商業、工業、労働）
- ・ 魅力ある資源を活かし観光を振興します（観光）
- ・ 都市間交流を進め移住・二地域居住を促進します（都市間交流、移住、二地域居住）
- ・ 地域資源を活かした農林水産業を振興します（農業、林業、水産業）

第6節 構想の推進 ～市民協働のまちづくり～

こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまちづくりを推進するためには、市民と行政の協働の取組が不可欠です。

地域コミュニティの活性化を図るとともに、住民自らの参加による自主的なまちづくり運動や各種団体、民間企業等との連携・協働によるまちづくりを進めます。このため、行政情報の積極的な提供を進めます。

共に生きる地域づくりのため、男女共同参画や、人権を尊重する社会の形成を図ります。また、市民の多様な交流を促進し、賑わいと活力ある地域づくりに寄与します。

市民と行政が互いに信頼関係を築き、対話とふれあいを大切にすることを基本に、広域行政や人材育成など、行政経営の効率化や高度化を図ります。

- ・ 相互に支え合う地域力を向上させます（情報公開、市民協働、コミュニティ）
- ・ 共に生きるこころの豊かさを育みます（男女共同参画、人権と平和、交流）
- ・ 都市経営を担う行政力を強化します（行財政）